

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切に、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

《社会全体での支援》

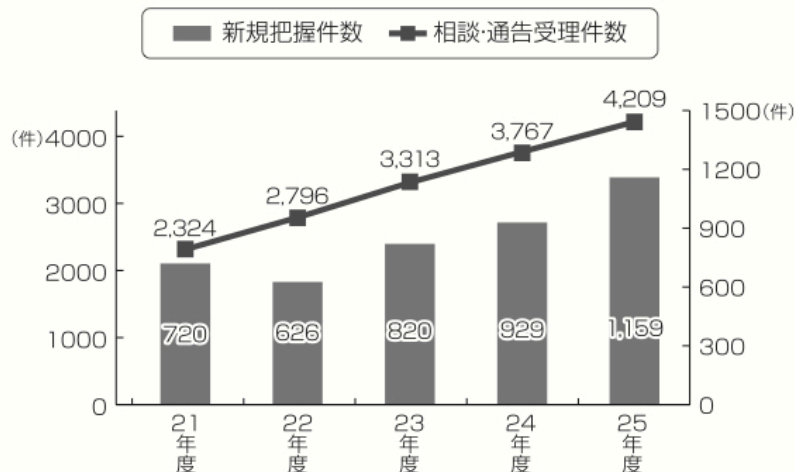
基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

現状と課題

◆児童虐待対策

- 本市における平成 25 年度の児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は 4,209 件、そのうち新たに把握した児童虐待件数は 1,159 件で、いずれも過去最多の件数になっています。
- 本市において、児童虐待による死亡事例や重篤事例が発生しており、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が求められています。
- さらに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークの強化が求められています。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の適切な支援を行える体制の充実と、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い人材の育成が必要となっています。
- 乳児期から学齢期までの居所不明児の早期把握が新たな課題となっています。
- 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定により、地域や関係機関と連携した児童虐待防止対策の更なる強化が求められています。
- 子ども自身に、一人の人間として大切にされ守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝えていくことが必要です。
- 増加している児童虐待の早期発見、早期対応及び居所不明児への的確な対応が課題となっている中で、様々な困難に直面した子どもの状況に応じて、これまで以上に学校、区役所、児童相談所等の関係機関が連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び切れ目のない支援が求められています。
- 児童虐待の未然防止や重篤化防止のため、親の不安の軽減や妊娠期からの予防的支援の充実が求められています。さらに、支援が必要な養育者（父母を含む児童を養育する一切の者）への効果的な在宅支援策の検討が必要です。

児童虐待新規把握件数と相談・通告受理件数の推移（本市）



◆児童養護施設等の状況

- 本市で把握している児童虐待件数は年々増加しているとともに、虐待の背景が多様化し、養育の課題も複雑化しています。このような状況の下、児童養護施設等での支援が必要な児童が増え続けていますが、施設における児童の受入能力が十分であるとは言えない状況です。
- さらに、本市はこれまで児童相談所一時保護所の整備を推進し、迅速な一時保護に努めてきましたが、一時保護所を退所した児童を受け入れる児童養護施設等が常に満員状態であるため、一時保護所での入所期間が長期化し、通学できないなど不安定な状況に置かれています。
- これらの児童を受け入れるために、新たな施設の整備を進める必要があります。また、耐震基準を満たさない施設、経年劣化や損傷が発生している施設、居住スペース等が現在の生活様式とかけ離れた環境となっている施設の改修や再整備が必要となっています。
- 家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より家庭的な環境である少人数、小規模な環境での養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る必要があります。

◆家庭的養護の推進

- 社会的養護においては、児童養護施設等が担う施設養護だけでなく、家庭に児童を迎え入れて養育を行う、家庭養護が必要となっています。しかし、本市では家庭養護の担い手である里親・ファミリーホームなどがいまだ十分ではないため、今後家庭養護を担う人材の育成等に取り組む必要があります。
- 施設においても、養育単位の少人数化（小規模化）を進め、家庭的養護を充実させることが必要です。そのために、人員体制の強化とともに、施設職員のスキルアップや職種に応じた専門性の向上を図る必要があります。

◆横浜型児童家庭支援センターによる在宅支援

- 児童虐待対応件数は年々増加し、一時保護する児童の件数も増加している状況で、地域では親の養育力の低下や疾病等の理由で育児不安となり、安定した生活を送ることのできない家庭が多く存在しています。
- 養育に課題を抱える家庭が増加し、深刻で複雑な事例も増えているにもかかわらず、その支援メニューは相談とホームヘルプのみで、在宅生活を支えるサービスとして十分とは言えません。また、児童相談所や区役所の人的体制では、きめ細かな在宅支援が困難な状況になっています。
- 児童虐待や不適切養育につながる恐れのある家庭が、地域で安定した生活を送るためには、区役所や児童相談所の求めに応じ、横浜型児童家庭支援センターが連携して、情報や方針を共有しながら、地域密着型の専門的な支援体制を全市で展開していく必要があります。
- 平成22年度から横浜型児童家庭支援センターの設置を進めていますが（平成25年度末現在6か所）、設置場所が偏在しているほか、既存の横浜型児童家庭支援センターについて、立地上の問題や認知度が低いこと、区役所との連携が不十分であることなどから、機能を生かせていない点を改善することも併せて求められています。

◆自立支援とアフターケア

- 児童養護施設等の児童は、原則として 18 歳を経過したときに施設等を退所します。しかし、退所後に家族による支援が得られない場合が多く、経済的な困難や精神的な不安、社会的な孤立をもたらし、様々な問題に発展してしまうことが少なくありません。
- このため、入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学への支援、情報提供、生活相談等、安定した生活を送るための様々な支援を提供する必要があります。

施策の目標・方向性

1 児童虐待対策を総合的に進めます。

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」の制定を踏まえ、広報・啓発、関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域におけるネットワークづくり、居所不明児把握の調査体制の強化や情報共有の仕組みづくりなど、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。
- 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所と児童相談所がそれぞれの役割を果たし、早期発見、早期対応を図るとともに、関係機関との連携を強化し支援体制を充実させます。
- 急増する児童虐待通告や相談に迅速に対応するため、内容によって区役所が調査を行うなど、連携して初期対応にあたります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、警察、地域子育て支援拠点、横浜型児童家庭支援センター、地域関係者等のネットワークを更に強化し、要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図ります。
- 子どもに優しいまちを目指し、子どもが虐げられることがないように、地域と連携した広報・啓発を幅広く実施することで、児童虐待防止に対する市民意識の醸成を図ります。また、子ども自身が、虐待から守られる権利があることや、自分から相談する場所があることを知ることができるよう、各関係機関と協力し、直接子どもを対象とした啓発活動も併せて実施します。

【コラム】「横浜市子供を虐待から守る条例」が制定されました！

この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、横浜市、市民、保護者及び関係機関などの責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護、そのほか子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

市の果たすべき責務(第4条)

- ・子育て支援事業を充実します。
- ・虐待の予防、早期発見に努めます。
- ・関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- ・専門的知識や技術を有する人材の育成。
- ・虐待の再発予防ため、保護者を支援します。

保護者の役割(第6条)

- ・子どもの心身の健康の保持や安全の確保は、年齢に応じた配慮をします。
- ・子育てに関する知識の習得に努めます。
- ・積極的に子育て支援事業を利用します。

地域の皆さんの役割(第5条)

- ・子育てに係る保護者の負担を理解します。
- ・子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう支援します。
- ・心配な子どもや家庭について、各区こども家庭支援課・児童相談所に相談します。

関係機関の役割(第7条)

- ・虐待の早期発見に努めます。
- ・虐待発見時に各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。
- ・多様な機会をとらえて虐待の防止に係る啓発に努めます。



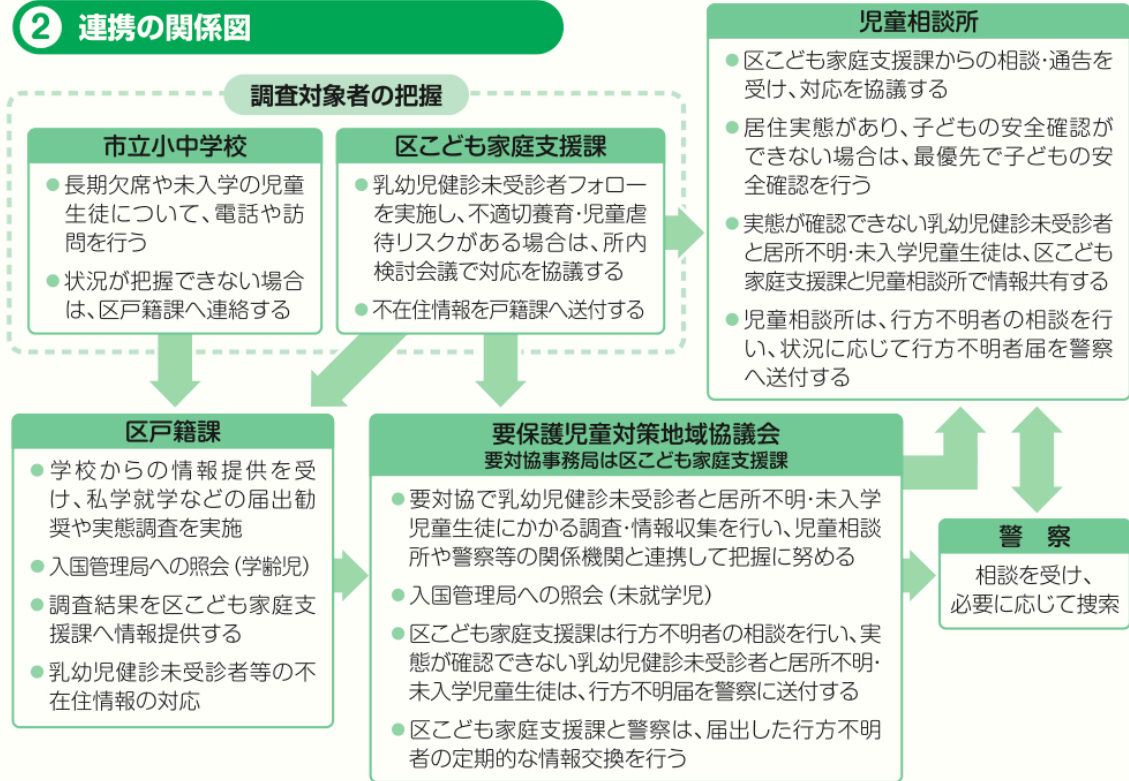
横浜市における 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組

1 市内プロジェクトでの検討

横浜市では、平成25年4月に発覚した6歳女児死亡事例を踏まえ、市内プロジェクト(こども青少年局・市民局・教育委員会事務局・区役所)により、乳幼児期から学齢期の居所不明児を早期に把握するための情報提供のあり方について検討し、26年4月から新たな取組を開始しました。

- ◆ 子どもが就学させてもらえないことは「児童虐待」であると改めて確認し、要保護児童対策地域協議会の対象として位置づけ調査する。
- ◆ 長期欠席や未入学の子どもについて、区戸籍課(学籍簿作成)から区こども家庭支援課に情報提供し、連携して調査を実施することとし、調査方法など具体的な内容を検討。
- ◆ 乳幼児健診未受診の子どもがいる家庭は、不適切養育や児童虐待のリスクを確認すべき家庭として調査する。
- ◆ 児童相談所や警察との連携の方法などについても、具体的に検討。

2 連携の関係図



3 子どもの状況把握のための更なる取組に向けて

全国レベルでの情報共有の仕組みづくり等

居住不明児童の所在を調査する過程で、転出先が判明した場合は、その自治体に連絡しますが、転出先が不明の場合の対応が課題となっています。居所が把握できない子どもの情報を自治体間で共有する全国レベルの仕組みづくり等を国に要望しました。(平成26年6月)

「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の提案内容

1. 情報仲介機関の設置による全国的な仕組みの創設
2. 情報提供の際の「共通ルール」の設定等
3. 入国管理局へ出入国記録を照会する際の項目の改善

【提案先】法務省、文部科学省、厚生労働省

2 児童養護施設等の整備、養育環境の充実、老朽化等に対応します。

- 家庭での養育が困難な子どもが、落ち着いた環境の中で個々に応じた養育を受けることができるよう児童養護施設等の整備を推進します。特に、児童養護施設が不足している市北部での整備に向けて検討を進めていきます。
- 施設入所が難しくなっている高年齢児の受入れが円滑に行われるよう居室の個室化など養育環境の充実を図ります。また、既存の施設においても、家庭的な居住環境を整えるための養育単位の小規模化・ユニット化に向けた整備等を進めていきます。
- 建物の計画的な修繕・補修を促進することで、建物の品質の維持と総合的なコストの縮減、長寿命化を図っていきます。

3 里親等による養育支援を進めます。

- 家庭における養育が困難な子どもを養育する環境を充実させ、速やかに一時保護から安定した環境での生活に移行できるようにするため、施設の整備に加えて、より家庭的な環境での養育が可能な里親やファミリーホームの活用を積極的に進めます。
- 児童養護施設等の入所児童を対象とした親子関係に関する治療・教育的プログラムの活用のほか、児童養護施設、横浜型児童家庭支援センター等と定期的な協議を行うなどの連携により、里親等の家庭支援を担う人材の育成を図ります。

4 横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します。

- 養育者への負担の軽減や児童虐待を未然に防止できるよう見守り機能を強化した、横浜型児童家庭支援センターの全市的な展開を推進します。センターでは、区役所や地域の関係機関との連携を深め、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、養育支援が必要な家庭に対して専門的な相談、子どもの短期間の預かりや一時的な預かりなどきめ細かなサービスの提供を行います。
- さらに、横浜型児童家庭支援センターでは、家庭的養護を担っている里親やファミリーホームに対し、相談に応じたり、専門的立場から必要なアドバイスを行ったりするなど支援を進めていきます。

5 施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります。

- 施設等の退所後に自立に向けた支援強化を図るため、自動車運転免許証や資格取得、進学支援、生活スキルに係る支援など支援メニューを充実させていきます。
- 施設等の退所後も、自立生活の基盤である住まいの確保に向けた支援、進学費の支援、生活相談などアフターケアメニューを充実させることにより、社会的・経済的に自立できるよう支援していきます。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
虐待死の根絶	1件/年 (25年度)	0件
児童養護施設の入所待ち児童数	198人 (25年度)	0人
要保護児童対策地域協議会(※1)による個別ケース検討会議(※2)件数	897件	1,380件

※1 児童福祉法に基づく「子どもを守る地域ネットワーク会議」の一つ。家庭で、子どもが安心・安全に暮らしているよう、関係者が集まり、課題解決に向けての支援の方針や役割分担を決定し、子どもや家庭を支えていくためのネットワーク。

※2 児童虐待で区役所や児童相談所が在宅支援を行っている家庭のうち、地域の関係機関が連携してサービス提供を行う必要がある家庭を対象として行う。

【コラム】児童養護施設の若者の夢を支援するプログラム「カナエール」



児童養護施設等出身の若者たちが大学や専門学校へ進学し卒業するには、様々な「壁」があります。親がいない、親を頼れない若者たちは、学費と生活費を全て自分で用意しなければならず、働きながら学び続ける生活に心身共に疲れ切ってしまう。

カナエールは、彼らの進学から卒業までを「資金」と「意欲」の両面からサポートするために、本市がNPO法人ブリッジフォースマイルに委託して実施している、返還不要な奨学金支援プログラムです。

その一環として、奨学生が自らの夢を語る、「夢スピーチコンテスト」が平成26年7月6日横浜市開港記念会館で行われました。奨学金受給者は10名。彼らは新生活の合間をぬってサポートボランティアとともに120日間かけてスピーチを作り上げ、コンテストに臨みました。



主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○児童虐待防止啓発地域連携事業

※要保護児童対策地域協議会については、第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

こども青少年局及び各区において、児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数	897件 (25年度)	1,380件

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

児童虐待に関する相談・通告件数は、平成25年度においては4,209件、平成29年度には6,500件と見込んでいます。

このように増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図るとともに、夜間・休日における緊急の児童虐待通告や相談に対しては、現在の対応を維持し、迅速に対応していきます。

また、平成26年1月に作成した「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、関係機関(警察)との連携強化のため、警察官(OB)の児童相談所への配置を検討し、相談・支援体制の充実を図ります。

○保育所での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入れ体制を整えます。

○民間児童福祉施設整備事業

急増する児童虐待等により、児童福祉施設への入所が必要とされる児童が増えていますが、現在の施設で入所対応をするには量、質共に厳しい状況です。

そこで、児童養護施設が不足している市北部での新たな児童養護施設の整備に向けて検討を進めていきます。併せて、老朽化・狭あい化が著しい施設の計画的な改築整備を行い、入所者の生活環境の改善を図ります。

また、施設整備に当たっては個別支援に向けた小規模化を進めるとともに、心理療法など被虐待児童のケアに対する施設整備を進めていきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
民間児童養護施設数	9施設 (25年度)	10施設

○児童福祉施設等の運営

児童福祉法に基づく要保護児童の児童入所施設への入所や里親・ファミリーホームへの委託、自立援助ホームへの委託、母子家庭の母子生活支援施設への入所、妊産婦の助産施設への入所等の行政措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育について支援します。

また、措置された児童の生活の安定の向上及び健全育成を図るため、施設・里親等を支援します。

○里親推進事業

里親制度は、社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境で養育し、児童の健全な生育を支援するための児童福祉法によって定められた制度です。本市における里親等への委託促進のため、パンフレットの配布や制度説明会などの「普及啓発」、新規里親認定や現任里親のスキルアップのための研修の実施や、家事ヘルパーの派遣など「里親支援」に関する事業を実施します。

また、本市の里親会である「こどもみらい横浜」を里親支援機関に指定し、里親支援のための業務を委託します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
里親委託率	12.1% (25年度)	22%

○子育て短期支援事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

児童を養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を横浜型児童家庭支援センター等で児童の短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①宿泊を伴う「ショートステイ」の利用者数	①56人(年間延べ)	①287人(年間延べ)
②夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」の利用者数	②1,212人(年間延べ)	②5,526人(年間延べ)

○横浜型児童家庭支援センターの運営

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、区福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や重篤化を押し止める支援を行います。児童が児童相談所による一時保護や施設入所に至らず、地域での生活を継続するため、子育ての悩みや課題を早期に発見し、センターのレスパイトサービス（子育て短期支援事業）などの支援を強化し、子育て家庭の負担軽減による安定した生活形成を目指します。このため、今期においても、将来的な全区展開を見据えた整備を継続して行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
児童家庭支援センター施設数	6施設 (25年度)	18施設

○養育支援家庭訪問事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

虐待について通報・相談等があり、児童相談所が虐待ケースとして把握し、継続支援している養育者に対し、養育者の育児不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①家庭訪問回数 ②ヘルパー派遣回数	①2,816回(年間延べ) ②4,599回(年間延べ)	①4,837回(年間延べ) ②7,932回(年間延べ)

○施設等退所後児童のためのアフターケア事業

様々な理由により児童養護施設等で生活する子どもたちは、18歳になった翌春には、施設等を退所しなければなりません。しかし、親族による支援がないなど、金銭面での困難さや精神的な不安感などが要因で、孤立し、様々な問題に発展してしまうことも少なくありません。そこで、施設等入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。

【25年度実績】利用者数：604人

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
支援拠点箇所数	1か所 (25年度)	2か所